

ウェブに著作物を掲載する場合の注意事項

画像データなどの著作権とフリー素材について

2024年度 WordPress講習 (WP府中)



ウェブにつかう素材（**文章、画像、動画、楽曲など**）は、そのほとんどが**著作物に該当**します。

- ① ディズニーランドに行ったので、ミッキーとの2ショットをウェブ（SNS）に公開した。
 - × ミッキーはディズニーの**キャラクター**なので**許可なく**公開してはいけない。
- ② 大好きな歌手を紹介するために、その人が作曲した歌詞を打ち込んでウェブに公開した。
 - × 歌詞には著作権があり、**著作権者の許可なく**勝手に公開してはいけない。
- ③ 趣味の合唱サークルで発表会があり、合唱の様子を撮影してウェブ（SNS）に公開した。
 - × 他人の**歌唱・演奏**には**著作隣接権**があるので演奏者の許可なく公開してはいけない。
- ④ LINEで心のこもったメッセージを頂いたので、スクリーンショットをウェブ（SNS）に公開した。
 - × 人からもらったメッセージカードやLINEのスクショを無断で公開してはいけない。
（公開してほしくない内容なら**プライバシーの侵害**にもなる。）
- ⑤ 孫が東大生になったので、本郷キャンパスで自身の記念撮影をしてウェブ（SNS）に公開した。
 - × **施設では管理ルールに従う必要がある**。例として東大は**無許可での撮影公開禁止**。
「見学時は撮影可能ですが、撮影した写真・映像等は個人用途の範囲内で使用し、
刊行物やYouTube等各種SNSへの掲載等はお断りいたします。」

他人の著作物やキャラクターをウェブやSNSに公開する。→ 著作権者の承諾が必要。
私的に楽しんだり保存する。→ 承諾は不要。

自分で撮影した写真や動画を公開する。

→著作権的にはOKだが、**写り込みや、他人の肖像権、施設管理権**などに注意する。

他人の著作物の利用が許される条件

- ① 写り込み（公の場で撮影した写真・動画に「少しだけ」写り込んでしまった。）30条の2
- ② 引用（報道、批評、研究などの為、他人の著作物を限定的に引用する。）32条
←「出典を明示する」「著作物の区別が明確」「自分の著作物が主で引用部分が従」
「引用の目的上正当な範囲内」
- ③ 学校その他教育機関での利用。35条の1,2
- ④ 非営利私的グループ内での上演、演奏など 35条の1、 福祉目的での点字化 37条
- ⑤ 図書館での複製。31条の1、 AIの学習データとしての利用。30条の4
- ⑥ 野外設置している美術品・建物の利用。64条、インターネット販売での美術品の画像掲載。47条

これら以外の「**非営利無償ならOK**」などは**間違い**です。

著作物をウェブで公開したい場合は、どう判断するか？

①自分の撮影した 写真・動画など

- ・人物やキャラクターなどは写っていない。または背景として少しだけ→OK
- ・人物が写り込んでいて肖像権・プライバシー侵害の恐れがある→承諾を得る。
- ・道路や建造物、風景のみ→基本的にOK（撮影時の施設管理権などに注意）

②他人の撮影した 写真・動画など

- ・著作権者の承諾を得ている→OK ・勝手に利用する→NG
- ・パブリックドメイン／フリー素材で公開が許諾されている写真、画像→規約に従う

③他人の文章の引用

- ・正しく「引用」の条件を満たしていれば→OK ・満たしていなければ→NG。
- ・パクリは剽窃。（パブリックドメインの文章ならOK）

④他人が作曲した楽曲 の演奏、音源の利用

- ・曲の著作権者の承諾を得ている→OK ・勝手に利用する→NG
- ・フリー素材など、使用が許諾されている素材を利用する→規約に従う。
著作権がクリアされていても他人の演奏や、複数人での合唱などは
演奏者の著作隣接権が発生しているので、関係者全員の承諾を得る。

パブリックドメイン：著作権の保護期間が終了、または著作権が放棄され自由に利用、共有、変更、再配布できるコンテンツ。
フリー素材：著作権者が無料で利用、共有、変更、再配布することを許可している素材。←利用条件があるので注意！

では、ウェブに著作物を利用するには、どうすればよいのか？

①自分が撮影した写真・動画を使う。人物やキャラクターなどが、はっきり写り込んでいる場合は承諾を得る。（少なくとも肖像権やプライバシーに十分配慮する。）

②他人の著作物について「引用」以外は承諾を得る。またはパブリックドメインやフリー素材などを使う。

③SNS（Youtube、インスタグラムなど）には公開用の仕組みが準備されており、そのSNSに動画、写真等の著作物をアップした人はその仕組みでの公開を許諾していると見なされる。
→SNS利用規約の範囲で公開用のリンクを使用する。（元の投稿が違反していない事。）

著作権保護されている曲を歌った動画を許可なく直接公開する事は違法だが、Youtubeと曲の著作権管理団体のJASRACが包括契約を結んでいる曲なら、Youtubeにアップした動画をYoutubeの共有機能で公開する事は許可されている。（動画内容に他の著作権侵害が無い事、ミッキーマウスの着ぐるみで踊る動画はNG）

JASRACの作品検索「J-WID」にて「配信」の管理状況が「○」となっている曲は、JASRACがインターネット上での利用に関する著作権を管理しているのでJASRACと包括契約を結んでいるSNS（例 Youtube）での曲の使用を許可されている。

- ①動物園のパンダの写真を撮影して、勝手にその写真をウェブに掲載する事は許されるか？
→動物には肖像権、パブリシティ権が認められないので、その面ではOK。
ただし、動物園・公園・大学などの施設では「営利目的で撮影するものについてはロケの申請が必要」などのルールが定められている場合が多く、その内容によっては契約違反（民法上の不法行為）となる。
- ②路上で、近所の犬の写真や車の写真を撮影して無許可でウェブサイトにアップしてもOKか？
→人以外には肖像権が無くOKだが、持ち主の財産権やプライバシーの侵害として訴えられる可能性もある。そもそもモラルとして持ち主の許可を得るべき。
- ③高速道路上で事故や、交通違反を目撃して写真・動画を撮影(人物は写ってない)して公開。
→おそらく問題ない。ただし、持ち主を特定できる場合はプライバシーの侵害になる恐れがある。
- ④災害で破壊された他人の家の写真を撮影してウェブで公開した。
→許可を得るか、少なくとも持ち主が不快感を覚えないように配慮すべき、モラルの問題。

ウェブやSNSに公開した内容は全世界からアクセスが可能となり、著作権法上の私的利用の範囲を超えます。

著作権・肖像権・プライバシーなどに注意し、法律に違反したり、見た人に不快感を与えることの無い様に配慮する責任があります。

おまけ、パブリックドメインのコピーについて

著者が亡くなってから70年以上経過した小説を、苦勞して打ち込みウェブに公開した。
それを勝手に転載された場合、コピーした相手を訴えることは出来るか？
→訴えることは出来ない。（パブリックドメインの利用は自由な為。）

パブリックドメイン・フリー素材のサイト（それぞれのサイトの利用規約にご注意ください）

- ① 国立国会図書館 NDLイメージバンク <https://ndlsearch.ndl.go.jp/imagebank>
- ② メトロポリタン美術館 <https://www.metmuseum.org/art/collection>
- ③ 大英博物館 <https://www.flickr.com/photos/britishlibrary/albums/>
- ④ ネット美術館「アートまとめん」 <http://artmatome.com>
- ⑤ いらすとや（個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます←無料は21点まで）
<https://www.irasutoya.com/>
- ⑥ イラスト本舗（（個人）（法人）（商用）（非商用）を問わず無料でご利用頂けます。）
<https://irasutofree.com/categories/jobs>
- ⑦ フリーBGMサイト紹介 <https://freebgm.org/database.html>

ー以上、ご清聴ありがとうございました。ー